

質問回答書

工 事 名:2020年度 道路施設点検業務委託(道路照明灯・道路標識)

工事場所:横須賀市衣笠町から林5丁目地内 他

番号	名称コード	質 問	回 答
本工事内訳書、 積算諸条件調書	旅費交通費 (率計上分)	旅費(率計上)は「道路施設点検業務」の 労務費に対して計上されていますでしょ うか。 率は設計業務(宿泊滞在を含まない)に準 じて0.63%を乗じることでよろしいでしょ うか。	ご質問のとおり、旅費(率計上)は、「道路 施設点検業務」の労務費に対し計上して います。 率は設計業務(宿泊滞在を含まない)に 準じて0.63%を乗じています。
本工事内訳書	電子成果品作 成費 (率計上分)	成果品作成費(率計上)は「道路施設点検 業務」の労務費に対して計上されていま すでしょうか。 率はその他コンサルタント業務に準じて、 $5.1 \times ((\text{労務費計}/1000) \times 0.38) \times$ 1000 でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、成果品作成費(率計上) は、「道路施設点検業務」の労務費に対 して計上しています。 率はその他設計業務に準じ、 $5.1 \times (\text{直接人件費(千円)} \times 0.38) \times$ 1000 で積算しています。
本工事内訳 書、第1003号 下位内訳書	直接経費(積上 げ分) 安全費積み上げ 分(規制費)	旅費、成果品作成費が労務費に対して計 上されている場合として伺います。 直接経費(積上げ分)に含まれる規制費に 算定対象とされている労務費の交通誘導 警備員は算定対象外と考えてよろしいで しょうか。	ご質問のとおり、交通誘導警備員は算定 対象外です。
第1032号 単価表	点検結果資料作 成 (初回点検)	諸雑費(まるめ)を適用後の単位数量当 たりの単価について、 有効桁数を教えて頂けますでしょうか。 併せて、旅費等の算定対象となる労務費 についての有効桁数も教えて頂けますで しょうか。	有効数字4桁で積算しています。 旅費等の算定対象となる労務費につい ては円止め(小数点以下切り捨て)で積算 しています。
第1048号 単価表	車線分離標撤去 固定式 貼付け 式	市場単価を適用されているものと想定しま して伺います。本項目の単価をご提示願 えますでしょうか。 また、変化率等の設定もございましたら、 併せてご教示をお願い致します。 (施工区分:貼付式、施工規模:10本以上 30本未満)	単価は県ホームページに公開されている 土木工事資材等単価表の車線分離標撤 去(土木コスト情報及び土木施工単価の 記載ページの該当する単価を平均)(有 効数字3桁))を採用しています。 変化率は単価抜き設計書に記載の条件 で積算しています。 積算基準書は神奈川県県土整備局発行 の土木工事積算基準書(令和2年8月1 日)を使用しており、神奈川県において配 架による公表をしていますので、閲覧によ る確認をして下さい。

質問回答書

工 事 名:2020年度 道路施設点検業務委託(道路照明灯・道路標識)

工事場所:横須賀市衣笠町から林5丁目地内 他

番号	名称コード	質 問	回 答
第1049号 単価表	車線分離標設置 固定式 貼付け 式	<p>市場単価を適用されているものと想定しまして伺います。本項目の単価をご提示願えますでしょうか。</p> <p>また、変化率等の設定もございましたら、併せてご教示をお願い致します。</p> <p>(施工区分:固定式(貼付式)、材料費区分:手間のみ、 規格・仕様 本体(柱)径φ80ベース径φ250高650、 施工規模:10本以上30本未満)</p>	<p>単価は県ホームページに公開されている土木工事資材等単価表の車線分離標設置(土木コスト情報及び土木施工単価の記載ページの該当する単価を平均)(有効数字3桁)を採用しています。</p> <p>車線分離標の単価は登録単価一覧表に記載しています。</p> <p>変化率は単価抜き設計書に記載の条件で積算しています。</p> <p>積算基準書は神奈川県県土整備局発行の土木工事積算基準書(令和2年8月1日)を使用しており、神奈川県において配架による公表をしていますので、閲覧による確認をして下さい。</p>
仕様書第4条 (業務内容)	[規制時間及び 点検時間] ①真 鶴道路	<p>真鶴道路の規制時間および点検時間について「夜間作業とし、集中工事期間中の通行止め(10月中旬から11月下旬を予定)に併せて点検する事」と仕様書に記載がございました。</p> <p>現地踏査等の準備が前述の期間に間に合わない場合、受注者側で独自に規制する事は可能でしょうか。</p>	<p>集中工事期間中(10月中旬から11月下旬)に真鶴道路内の業務が終わらない場合は、12月、1月と毎月1回施設点検のため定期通行止規制を実施していますので、その中で点検業務を完了させてください。(定期通行止め規制時間は21時から翌朝5時となります)</p> <p>なお、独自に規制することについては、別途受注者と協議します。</p>